

# 福崎町男女共同参画基本計画

平成28年(2016年)3月

～みんなの人権が尊重され、一人ひとりが輝くまち ふくさき～



## 男女共同参画にまつわるQ&A



Q1

「男だから、女だから」のこだわりをなくすのは、なぜ必要なの？

A1

「男だから、女だから」と知らず知らずのうちに、無理をしたり、あきらめたりしていることはないですか。「男だから、女だから」ということから「自分らしく」生きるという考え方に変えてみると、もっと素敵な「私」が見えてきます。

Q2

女性の社会進出ばかり強調することが、男女共同参画なのですか？

A2

男女共同参画は、個人のあり方、生き方を軽視したり、否定するものではなく、個人の思いを尊重できる社会を目指しています。個人や家族の役割を他人や社会から性別を理由として固定的に決めつけられるのではなく、それぞれの個人・家族が主体的に考えていけばよいという考え方で、専業主婦を選んでも、仕事を選んでも、さらに仕事と家庭の両立を目指しても、いずれも尊重されるべきであると考えます。



Q3

殴る・蹴るといった身体的暴力だけがDVですか？

A3

DVは身体的暴力だけではなくありません。相手の言葉や行動、ふるまい方によって、恐怖を感じたとすれば、それはDVだと言えます。DVは重大な人権侵害です。暴力を受けてよい人など誰もいません。



Q4

男女共同参画の取り組みは行政がすることで、私たちには関係ないのでは？

A4

男女共同参画社会は、行政の取り組みだけで実現するものではありません。町民の皆様一人ひとりが、その大切さを理解し、主体的に取り組むを進めていただくことがとても重要です。まずは、自分の身近な大切な人との関係を見つめ直しましょう。



## ■ 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、その違いを認めつつ互いに尊重し、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らすことができる社会を言います。この男女共同参画社会の実現に向け、国では「男女共同参画社会基本法」を制定し、この基本法を基に「男女共同参画基本計画」が策定され、様々な取り組みが行われてきました。

本町では、男女共同参画社会の実現を困難にする様々な問題が増えている現状やこれまでの取り組みの成果、課題などを踏まえ、社会情勢の変化や新たな課題にも対応し、男女共同参画社会の実現に向けて総合的な施策を展開するため、「福崎町男女共同参画基本計画」を策定することとしました。

## ■ 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度(2016年度)から平成37年度(2025年度)までの10年間とします。ただし、国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化に対応した施策を推進するため、必要に応じて見直しを行います。

## ■ 基本理念

**みんなの人権が尊重され、一人ひとりが輝くまち ぶくさき**

## ■ 計画の推進体制

本計画に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた各種施策を総合的かつ効果的に推進するため、推進体制を強化し、適切に進行管理するとともに、様々な機関などとの連携を強化することにより、協働の取り組みを進めます。

## 福崎町が目指す男女共同参画社会

**家庭では 家事や育児は家族みんなで協力し合います。**

食事の支度や洗濯、掃除などの家事は、私たちの生活に欠かせない大切な仕事です。家族みんなで協力して行えば、会話もはずみ、楽しく行うことができます。

**学校では 一人ひとりの個性を伸ばすことができます。**

性別に関わりなく、自主的に学び、考え、行動する子どもを育てる教育が行われており、発達段階に応じた授業やさまざまな活動を通して、一人ひとりが互いを尊重する意識が育まれています。進学や就職に際して、男女を問わず個人の適性を尊重した進路選択ができることが重要です。

**地域では 地域活動に誰もが積極的に参加し、明るく住みやすい地域づくりが進められています。**

地域の行事や催しの開催曜日や時間帯などを決める場へ、男性も女性も参画し、活力ある地域づくりに貢献しましょう。まちづくりや防災、環境など地域活動はさまざまです。地域に住む誰もが、性別や年齢に関係なく、地域活動に参画することで、ボランティア意識や地域社会の連帯感が高まることが期待されます。

**職場では 男性も女性もいきいきと働いています。**

仕事と家庭生活などを両立できるようにすることをワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）といいます。性別を問わず、誰もが働きやすい社会をつくるためには、育児休業制度や短時間勤務制度などを活用した安心して子育てができる職場づくりや、ノー残業デーや連続した休暇の取得など、長時間労働の見直しが必要です。

## 基本目標 1 男女が互いの人権を尊重する社会の実現

- 〈方針1〉 男女共同参画社会に向けた町民理解の推進
- 〈方針2〉 人権を尊重する意識の定着
- 〈方針3〉 多様な文化を持つ人々と共生する社会づくり
- 〈方針4〉 相談機能の充実とネットワークづくり
- 〈方針5〉 セクシュアル・ハラスメントなどの防止対策の推進
- 〈方針6〉 性的マイノリティへの理解と正しい認識の促進



### 行政の主な施策

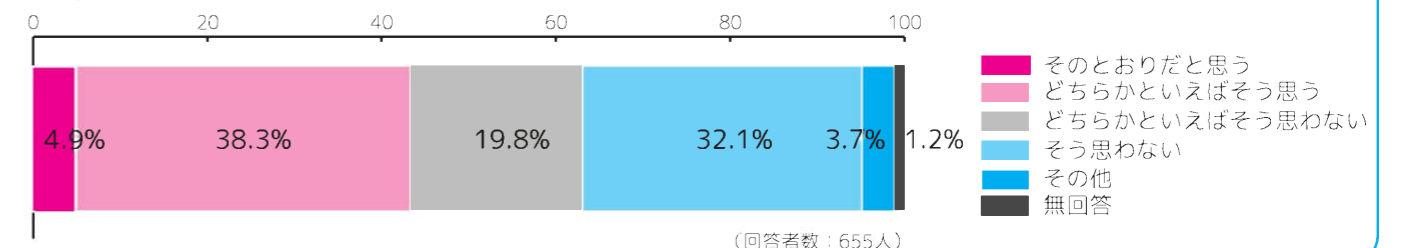
- 町が発行するすべての広報物において人権尊重の表現を徹底します。
- 町民の「男女共同参画」への理解、意識改革を行うため、広報などを用いて啓発活動を行います。
- すべての職員が高い人権意識を持って職務を遂行します。
- 外国人の生活支援として、生活情報や日常生活に関する相談対応、ホームページ、パンフレットなどの外国語表記の促進など、行政サービスの充実を図ります。
- 様々な問題の相談窓口を充実させるとともに、総合的な相談体制の確立に向け、関係諸機関との連携を強化します。
- 企業に対して、男女雇用機会均等法及び同法に基づく指針、育児・介護休業法について周知します。
- 同性愛者など性的指向に関して少数派の方々への根強い偏見や差別をなくすため、広報などを用いて、この課題についての関心と理解を深めます。

### 町民のみなさんも取り組みましょう

- 町の広報紙や人権啓発冊子などに留意して、男女共同参画に関心を持ちましょう。
- 日本語ボランティアの会や国際食文化交流の会に積極的に参加し、外国人の方と交流を図り、日本と異なる文化に触れましょう。
- 虐待行為などの被害にあったり、周りの人が被害にあっていることに気づいたときは、一人で抱え込まず、保健センターなどの公的機関へ相談しましょう。
- (企業のみなさんをお願いすること)
- 気軽に相談できるよう、企業内でのコミュニケーションが円滑にできる雰囲気づくりに努めましょう。
- 同性愛者など性的指向に関して少数派の方々への支援体制を整えましょう。

### ★「男は仕事、女は家庭」という考え方について（町民意識調査結果から）

「反対」は51.9%（「どちらかといえば」を含む）、「賛成」は43.2%（「どちらかといえば」を含む）の結果となり、約4割の町民に固定的な性別役割分担意識が依然として残っています。



## 基本目標 2 あらゆる分野において女性が活躍できる社会の実現【女性活躍推進法の市町村推進計画】

- 〈方針1〉あらゆる分野への女性の参画拡大
- 〈方針2〉仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識啓発の推進
- 〈方針3〉男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備
- 〈方針4〉女性の能力育成・開発に向けた啓発の推進
- 〈方針5〉行政分野及び学校教育分野における女性職員の登用促進
- 〈方針6〉審議会などにおける女性の積極的登用
- 〈方針7〉地域における男女共同参画の基盤づくりの推進



### 行政の主な施策

- 広報などを用いてポジティブ・アクションについて周知します。
- 「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「育児・介護休業法」などの労働に関する法律や、仕事と育児・介護などの両立支援制度などの情報を企業に提供します。
- 結婚や出産、育児で就業を中断した女性の再チャレンジを応援するための支援を商工会と連携して行います。
- 委員会などを設置する際には、計画策定時点から積極的に女性登用し、意見反映を行った計画策定及び推進を行います。

### 町民のみなさんも取り組みましょう

- 職場における男女の役割を見直しましょう。
- 必要に応じた休暇が取りやすく、長時間労働のない働きやすい職場づくりを進めましょう。
- 特定事業主行動計画、女性の活躍に関する情報の公表に留意して、本町の女性の活躍推進に向けた姿勢や取り組みをチェックしましょう。
- 様々な場で男女双方の意見が反映されているかどうかについて関心を持ちましょう。
- 自治会で女性に役員を引き受けてもらいやすいような協力体制をつくりましょう。

（企業のみなさんをお願いすること）

- 性別にとらわれた配置、昇進の有無がないか、見直しを実施しましょう。
- 従業員に対し、労働に関する法制度などの情報提供を進めましょう。
- 従業員の子育て・介護への参加を支援しましょう。
- 女性が結婚や出産後も働き続けられる支援体制をつくりましょう。

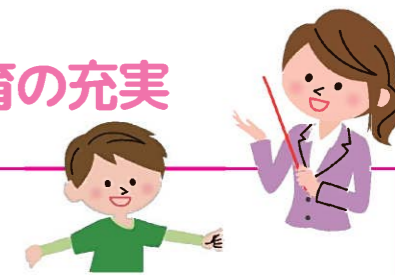
### ポジティブ・アクション

ポジティブ・アクションとは、固定的な性別による男女の役割分担意識や過去の経緯から、「営業職に女性はほとんどいない」「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」などの差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みをいいます。

### 女性活躍推進法

女性活躍推進法とは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」のことで、女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために、平成27年(2015年)8月に成立しました。雇用主としての民間企業等（一般事業主）及び国・地方公共団体（特定事業主）は、政府が別途定める事業主行動計画策定指針に即して、それぞれ一般事業主行動計画又は特定事業主行動計画を策定・公表することなどとしています。

## 基本目標 3 男女共同参画を推進する教育の充実



- 〈方針1〉ジェンダーにとらわれない保育・教育の推進
- 〈方針2〉人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進
- 〈方針3〉メディアからの情報を主体的に読み解く能力（メディア・リテラシー）の育成
- 〈方針4〉生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備

### 行政の主な施策

- 妊娠・出産は女性の問題だけでなく、性と生殖に関する男女の平等な関係・同意・共同の責任が広く認識されるよう、あらゆる機会をとらえ働きかけます。
- 男女混合名簿について検討します。
- 教職員が研修会などで社会の様相に応じた性教育の指導力を養う必要があるため、研修機会を設けます。
- 思春期支援教室を実施し、性に関する最新で正しい情報を入手し、児童・生徒の状況に合わせた情報提供を行います。
- 地域でのリーダーとなる人材を育成できる講座や事業を展開します。

### 町民のみなさんも取り組みましょう

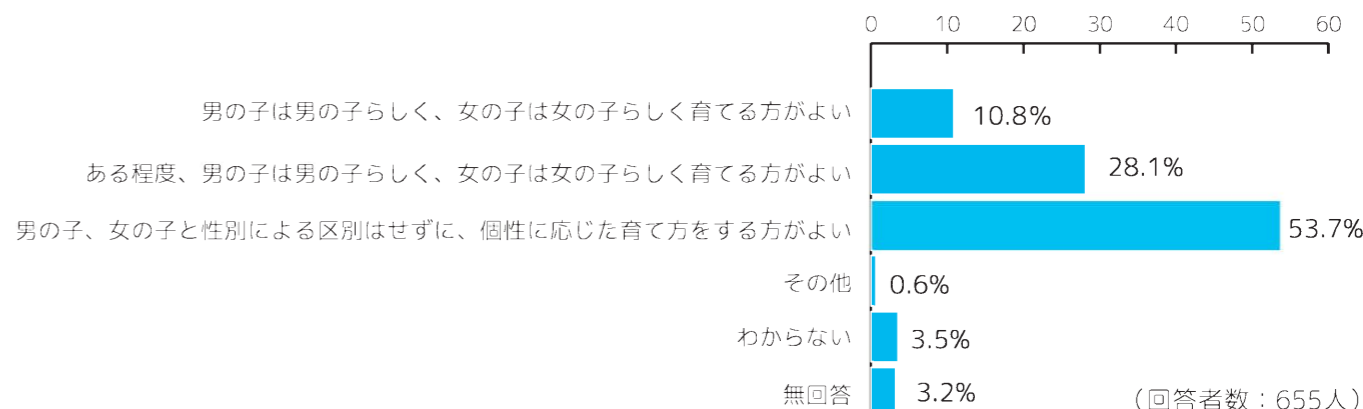
- 子ども一人ひとりの個性を大切に、その子の良さを伸ばしましょう。
- 子どもにとって人格形成の行われる最初の場所である家庭の重要性を認識しましょう。
- 家庭においても、テレビ、新聞、雑誌などから得た膨大な情報の中に、間違った情報もあることを理解し、正しい情報を子どもに伝えていきましょう。

（企業のみなさんをお願いすること）

- 従業員のボランティア活動などを支援しましょう。

### ★子どもはどのように育てた方がよいと思うか（町民意識調査結果から）

子どもたちが「男らしさや女らしさ」という固定観念にとらわれることなく、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるよう、多くの時間を過ごしている学校において男女平等を推進する教育の充実を図ることが重要です。



### ジェンダー

ジェンダーとは、生物学的性差をセックスと呼ぶのに対して、性別に基づいて社会的に要求される役割などの社会的性差をさす言葉として用いられています。

## 基本目標 4 誰もが安心して暮らせる福祉の充実

- 〈方針1〉ひとり親家庭への支援
- 〈方針2〉女性の健康の保持・増進対策の充実
- 〈方針3〉男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進
- 〈方針4〉地域ぐるみの子育て支援と多様な保育サービスの提供
- 〈方針5〉介護における意識改革
- 〈方針6〉地域ぐるみの介護支援と在宅介護での家族支援の充実
- 〈方針7〉すべての人にやさしい「まちづくり」の推進



### 行政の主な施策

- 男性を対象とした男女共同参画に関する講座を開催し、男性の意識改革を進めます。
- 「きらきら子育て講演会」を開催したり、家族でふれあう機会を設けたりします。
- 男性も食に関心を持ち、将来、女性だけではなく、男性も介護に参加したり、男女で助け合って家事ができるよう、老人大学における「食育科学同好会（仮称）」の設立を支援します。
- ケアマネジャーによる包括的継続的なケアプランの充実や家族の会、認知症カフェへの参加を促進します。

### 町民のみなさんも取り組みましょう

- ひとり親家庭の方は一人で悩みを抱え込まず、身近な人や役場に相談しましょう。
- 家族ぐるみで子育てに関心を持ち、「子育て講演会」やイベント・サークルなどに参加して、子育てネットワークをつくりましょう。
- 地域で要介護者やその家族を支援しましょう。
- 介護方法やサービスについて、地域包括支援センターなどに気軽に相談しましょう。
- 互助活動において、高齢者の居場所をつくりましょう。

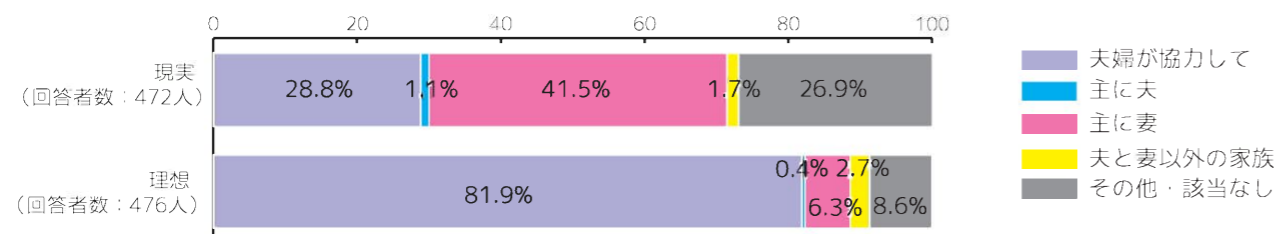
（企業のみなさんをお願いすること）

- 勤務時間などが変更できるよう、ひとり親家庭の従業員を支援しましょう。
- 従業員の子育て・介護への参加を支援しましょう。

### ★家族の介護や看護について（町民意識調査結果から）

家庭での役割分担について「家族の介護や看護」は夫婦が協力して行うよりも、主に妻が行う割合の方が多く、理想的な家庭での役割分担とはかけ離れています。

介護の負担が要介護者の家族（特に女性）に集中することがないように、介護は社会全体で分かち合うものという認識をあらゆる立場・世代の方に啓発する必要があります。



### 認知症カフェ

認知症カフェは、認知症の人やその家族、各専門家や地域住民が集う場として提供され、お互いに交流をしたり、情報交換をしたりすることを目的として近年急増しています。

## 基本目標 5 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援 【福崎町DV対策基本計画】

- 〈方針1〉DV被害の早期発見と相談体制の整備
- 〈方針2〉DV根絶に向けた啓発・教育の推進
- 〈方針3〉DV被害者への支援体制の整備



### 行政の主な施策

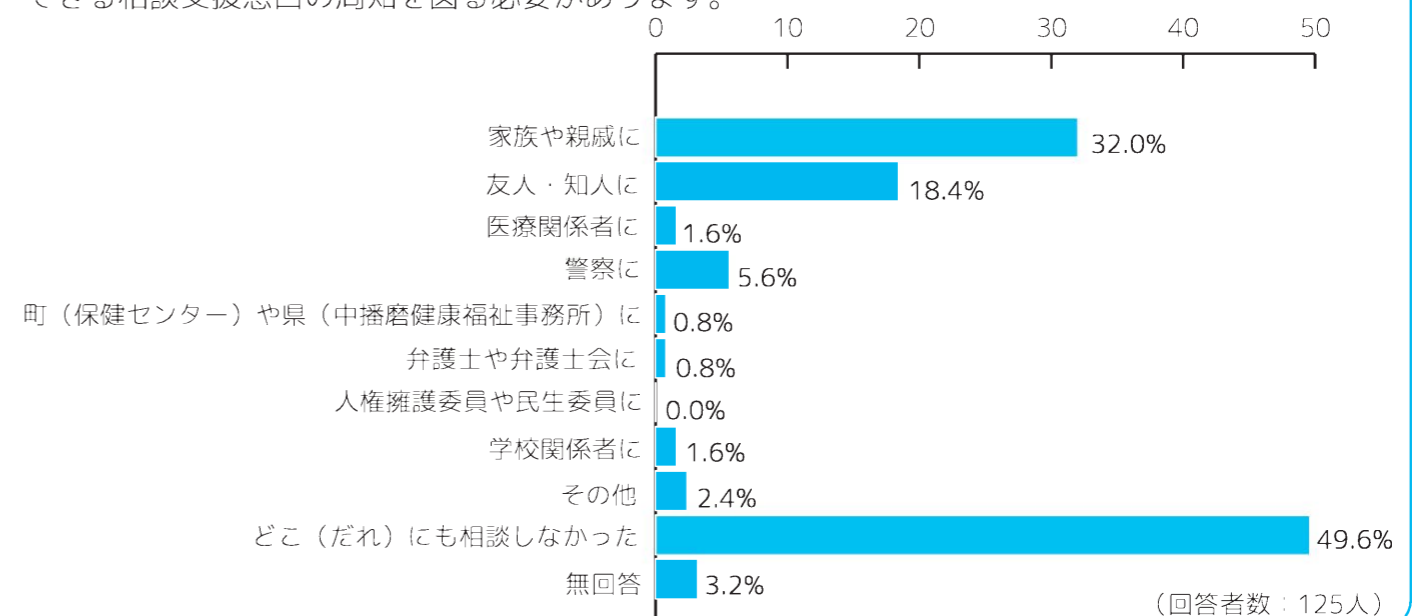
- 広報や町ホームページなどで、広く相談窓口の周知に努めます。
- 相談窓口の周知やプライバシーに配慮した相談室を確保するなど、相談しやすい体制を整備します。
- 広報やホームページなどで、DV防止に関する正しい知識を提供していきます。
- DV被害者に対して町営住宅に優先的に入居できるよう支援します。
- DV被害者が心理的な安定を取り戻すようになるまで、心身のケアを行います。

### 町民のみなさんも取り組みましょう

- 親しい間柄でも暴力や暴言は許さないという認識を持ちましょう。
- DV被害にあったり、周りの人がDV被害にあっていることに気づいたときは、保健センターなどの公的機関に相談しましょう。
- 自分を大切に、相手も大切にしましょう。また、考えや価値観の違いを認めましょう。
- デートDVに対して問題意識を持ちましょう。

### ★暴力（DV）を受けた後にどこ（だれ）かに相談したか（町民意識調査結果から）

夫婦や恋人・パートナーから身体的・精神的・経済的な暴力（DV）を受けた経験がある方に、暴力（DV）を受けた後にどこ（だれ）かに相談したか聞いたところ、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が最も多く49.6%、次いで「家族や親戚に」が32.0%、「友人・知人に」が18.4%と続いており、公共機関の相談窓口を認知していない状況がうかがえます。町民が安心して相談できる相談支援窓口の周知を図る必要があります。



### デートDV

デートDVとは、恋人同士の間で起こる暴力のことをいいます。若い世代のデートDVの特徴として、束縛や性的暴力が多くみられます。

## ■数値目標

### 【基本目標1】男女が互いの人権を尊重する社会の実現

No	目標項目	現状値	目標値 (平成37年度)	担当課
1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」(どちらかといえば含む)された方の割合	51.9% (平成27年度)	80%	社会教育課
2	男女共同参画に関する広報記事掲載回数	0回/年度 (平成27年度)	2回/年度	社会教育課
3	男女共同参画に関するサルビアセミナー講座の実施回数(男女共同参画週間)	0回/年度 (平成27年度)	1回/年度	社会教育課

### 【基本目標2】すべての女性が活躍できる社会の実現

No	目標項目	現状値	目標値 (平成37年度)	担当課
1	審議会など委員総数に占める女性の割合	27.4% (平成26年度)	32%	すべての課
2	女性農業委員数	0人 (平成27年度)	2人	農林振興課
3	管理職(町職員)の女性割合	12% (平成26年度)	20%	総務課
4	消防団への女性登用	0人 (平成27年度)	2人	住民生活課
5	男性職員(町職員)の育児休業などの取得割合(子の看護休暇、育児参加のための休暇を含む)	16.7% (平成27年度)	50%	総務課
6	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)という言葉と内容を知っている割合	20% (平成27年度)	80%	地域振興課 社会教育課
7	県実施の「女性のためのチャレンジ相談」の活用	0回/年度 (平成27年度)	1回/年度	地域振興課 社会教育課

### 【基本目標3】男女共同参画を推進する教育の充実

No	目標項目	現状値	目標値 (平成37年度)	担当課
1	生涯楽集データベース「まちの先生」の利用件数	84件/年度 (平成26年度)	90件/年度	総務課
2	思春期支援教室の開催回数	25回/年度 (平成26年度)	25回/年度	健康福祉課

### 【基本目標4】誰もが安心して暮らせる福祉の充実

No	目標項目	現状値	目標値 (平成37年度)	担当課
1	ひとり親家庭への支援一覧パンフレットの作成	0種類 (平成27年度)	1種類	住民生活課 健康福祉課 学校教育課
2	子育て参加状況アンケート「子育てに父親は協力的か」での「協力的」と回答した割合	89.1% (平成26年度)	100%	健康福祉課
3	学童保育時間の延長	午後6時まで (平成27年度)	午後7時まで	学校教育課

### 【基本目標5】配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援

No	目標項目	現状値	目標値 (平成37年度)	担当課
1	若年層へのデートDVに関する啓発回数	0回/年度 (平成27年度)	4回/年度	健康福祉課

## 福崎町男女共同参画基本計画【概要版】

発行/平成28年(2016年)3月

福崎町教育委員会 社会教育課

〒679-2280 兵庫県神崎郡福崎町南田原3116番地の1

Tel: 0790(22)0560 Fax: 0790(22)0630